

とちぎ広域消防事務組合職員給与条例

〔平成30年2月28日〕
条例第1号

改正 平成31年条例第2号、令和元年条例第4号、令和2年条例第4号、令和2年
条例第5号、令和3年条例第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条
第5項の規定に基づき、とちぎ広域消防事務組合（以下「組合」という。）の一般職に
属する職員（法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。以下「職員」という。）の給与
に関する事項を定めることを目的とする。

(給与支給の根拠)

第2条 職員には、この条例の定めるところにより、給料その他の給与を支給し、この条
例によらないでは、いかなる給与も支給しない。

(給与の支払)

第3条 この条例に基づく給与は、その全額を、通貨で直接職員に支払わなければならな
い。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第4条 組合長は、次に掲げるものについては、給与から控除することができる。

- (1) とちぎ広域消防事務組合職員福利厚生会の会費及び同会が行う事業に係る徴収金
- (2) 勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預金等
- (3) 個人型確定拠出年金の掛金
- (4) 北海道市町村職員福祉協会に納付すべき掛金、償還金その他徴収金
- (5) 団体取扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- (6) その他組合長が適当と認めるもの

(死亡職員の給与)

第5条 この条例により給与を受ける職員が死亡した場合においては、その職員に支給す
べき給与は、職員の遺族又は職員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者
に支給する。

2 前項の遺族に対する支給順位は、規則で定める。

第2章 給料

(職員の給料)

第6条 職員の給料は、行政職給料表（別表第1）に定めるところによる。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級
に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職
務表（別表第2）に定めるところによる。

3 前項の規定により定める職務のほか、等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困

難及び責任の度が同程度のもので組合長が別に定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(給料決定の基準)

第7条 職員の職務の級は、前条第2項及び第3項の規定により定める職務の級の分類基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号俸は、組合長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は組合長が別に定める基準に従い決定する。

(育児短時間勤務職員等の給料)

第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定により短時間勤務をする職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者が当該短時間勤務をしないとした場合に受けるべき給料月額に、とちろ広域消防事務組合運営に関する条例(平成27年条例第1号。以下「運営条例」という。)第8条第1項の規定により準用する帯広市職員の勤務時間等に関する条例(昭和26年帯広市条例第5号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(再任用職員等の給料)

第9条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項並びに第28条の6第1項及び第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の部に掲げる給料月額のうち、その者に属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(任期付職員等の給料)

第10条 育児休業法第6条第1項及び運営条例第8条第2項の規定により準用する帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年帯広市条例第25号。以下「任期付職員条例」という。)第3条の規定により採用された職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員以外の職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(同表の任期付職員の上限の部に掲げる額の範囲内に限る。)とする。

2 育児休業法第18条第1項及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員以外の職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(同表の任期付職員の上限の部に掲げる額の範囲内に限る。)に、勤務時間条例第2条

第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 法第22条の3の規定による職員の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員以外の職員の部に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（同表の任期付職員の上限の部に掲げる額の範囲内に限る。）とする。

（給料の支給）

第11条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。

- 2 前項に規定する給与期間の給料支給日は、規則で定める。

（給料支給の始期及び終期）

第12条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第2条第5項、第7項及び第8項の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）の日数を差引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（給与の減額）

第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、当該勤務しないことが次の各号に掲げる場合であるときは、この限りでない。

- (1) 勤務時間条例第3条の5に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第4条第1項に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第4条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第4条第1項に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第4条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始による休日等」という。）及び勤務時間条例第6条から第8条までに規定する有給休暇の承認を受けた場合

- (2) 運営条例第8条第1項の規定により準用する職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年帯広市条例第3号）の規定に基づき職務に専念する義務を免除された場合（当該免除の期間中無給とされた場合を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、傷病（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第40条第1項において同じ。）によるものを除く。）の療養のため勤務時間条例第7条に規定する病気休暇の承認を受けた職員については、当該病気休暇の最初の日から起算して引き続き90日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、日割りをもって給料の半額を減ずる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第14条 前条、第26条、第27条及び第28条の勤務1時間当たりの給与額は、給料月額並びにこれに対する地域手当、自己の所有に属する住宅に係る住居手当（第25条第1項の規定により準用する条例の勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規定において、当該住居手当を月額の合計額に算入している場合に限る。）及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第4条に定める休日に勤務時間として割り振られた時間を控除して得た時間を基準として1年間の勤務時間数として規則で定めるもので除した額とする。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（昇給の基準）

第15条 職員の昇給は、組合長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として組合長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて組合長が別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

第3章 その他の給与

（管理職手当）

第16条 管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する者については、その特殊性に基づき、その者の受ける給料の100分の20を超えない範囲において、管理職手当を支給する。

（扶養手当支給の範囲）

第17条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。

（扶養親族の範囲）

第18条 前条の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

（扶養手当の月額）

第19条 扶養手当の月額、前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第20条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を組合長に届出なければならない。

（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第18条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（扶養手当支給の始期及び終期）

第21条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1）扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合

（2）扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（3）扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

（4）扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある職員で行8

級職員以外のものが行 8 級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(制約)

第22条 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、その金額を返還させ、なお、爾後の手当は、これを支給しないことがある。

(扶養手当の支給方法)

第23条 扶養手当の支給方法については、給料支給の例による。

(地域手当)

第24条 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員で組合長が指定する職員には、国家公務員又は他の地方公共団体の職員の例に準じて月額地域手当を支給する。

(住居手当)

第25条 住居手当の支給に関する事項は、職員が組合を組織する地方公共団体の区域において初めて職員となった際の勤務地の属する市町村（以下「所属市町村」という。）の当該事項が規定されている条例の規定（単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住するための住宅に係る住居手当を除く。）を準用する。

2 前項に規定するもののほか、第37条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅（職員住宅その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものの住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額に相当する額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額に相当する額

(時間外勤務手当)

第26条 職員が正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤

務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条第8項の規定により、あらかじめ同条第6項又は第7項の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、1週間の勤務時間が38時間45分を超えることとなった者に限る。）には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第2条第5項、第7項及び第8項の規定に基づく週休日における勤務のうち勤務時間条例に基づく規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（前項に規定する規則で定める時間における勤務を除く。以下この条において「第3項勤務」という。）の時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第3条の5第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項各号に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第27条 祝日法による休日等（勤務時間条例第2条第5項及び第7項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第4条第1項

に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第2条第7項及び第8項の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第28条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第29条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲において、規則で定める宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は、第26条及び第28条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第30条 第16条に規定する職員のうち、管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として組合長が指定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(寒冷地手当)

第31条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下本条において「基準日」という。)に在職する職員に対して寒冷地手当を支給する。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

2 寒冷地手当の額は、基準日における次の表に掲げる地域に在勤する職員の世帯等の区分に応じた額とする。

| 地域 | 世帯等の区分 | | 金額 |
|-----|----------|--------------|---------|
| 広尾町 | 世帯主である職員 | 扶養親族のある職員 | 23,360円 |
| | | その他の世帯主である職員 | 13,060円 |

| | | | |
|-------|----------|--------------|---------|
| | その他の職員 | | 8,800円 |
| 広尾町以外 | 世帯主である職員 | 扶養親族のある職員 | 26,380円 |
| | | その他の世帯主である職員 | 14,580円 |
| | その他の職員 | | 10,340円 |

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第34条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日（以下この条から第34条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これら基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（育児短時間勤務職員等については給料月額を算出率で除して得た額。次項及び第35条第3項において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当の支給制限)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止)

第34条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、法第49条の3に規定する一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果、基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況等に応じて、規則で定めるところにより、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第32条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第36条 通勤手当の支給に関する事項は、職員の所属市町村の当該事項が規定されている条例の規定を準用する。ただし、所属市町村を異にして人事異動した職員のうち、通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員で次に掲げる職員には、次項及び第3項に規定する通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で、規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 前項ただし書の規定による通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用した通勤距離が、次に掲げる距離の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 片道5キロメートル未満 5,400円

イ 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 7,600円

ウ 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 10,200円

エ 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 12,800円

オ 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 15,500円

カ 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 18,100円

キ 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 20,900円

ク 片道35キロメートル以上 23,500円に5キロメートルごと2,600円を加算した額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道（以下「高速道路」という。）の利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速道路に係る通勤手当 1か月につき、規則で定めるところにより算出したその者の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、20,000円を上限とする。

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

(単身赴任手当)

第37条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父

母の疾病その他規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは他の地方公共団体から派遣された職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第38条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援に従事した職員には、特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の額は、業務に従事した日1日につき、1,680円とする。

（適用除外）

第39条 第15条の規定は、育児休業法第6条第1項第2号及び法第22条の3の規定による職員には適用しない。

- 2 第17条から第23条まで、第25条及び第31条の規定は、再任用職員には適用しない。
- 3 第17条から第23条まで、第25条、第31条及び第37条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 4 第26条から第28条までの規定は、第16条に規定する職員には適用しない。

（休職者の給与）

第40条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患その他規則で定める疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することが

できる。

- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が運営条例第8条第1項の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年帯広市条例第34号）第2条の2の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 法第28条第2項又は帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の2の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の支給日）

第41条 この章に規定する給与の支給日は、規則で定める。

第4章 補則

（施行細目）

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則（平成30年2月28日）

（施行期日）

第1条 この条例中第11条、第25条、第27条、第28条、第30条、第36条から第38条まで、第41条、附則第2条から第4条まで及び附則第6条から第8条までの規定は平成30年4月1日から、その他の規定は平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成30年4月1日の前日までに、とちかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第1号）の規定による改正前の運営条例附則第13項の規定及び附則第8条の規定による廃止前のとちかち広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例（平成28年条例第6号）（次条において「旧給与条例の規定」という。）の規定によりなされた給与に係る処分、手続その他の行為は、平成30年4月1日においてそれぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は通算する。

（給与の内払）

第3条 平成30年4月1日の前日までに、旧給与条例の規定に基づいて支払われた給与は、平成30年4月1日においてこの条例の規定による給与の内払いとみなす。

（既存職員等に関する特例）

第4条 令和6年3月31日までの間、平成31年3月31日から引き続き在職する職員及び平成31年4月1日以降に新たに採用となった者のうち、他の職員との間に不均衡が生じると組合長が認める者（以下これらの者を「既存職員等」という。）の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所属市町村に属する既存職員等に、附則別表第1に規定する種類、基準、額及び支給を受ける者の範囲において支給することができる。ただし、第38条に規定する特殊勤務手当を支給するときは、当該基準に規定する月額の手当を除き、支給しない。

（1）第1区分 音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町

- (2) 第2区分 新得町、清水町及び芽室町
- (3) 第3区分 中札内村、更別村、大樹町及び広尾町
- (4) 第4区分 幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町
- (5) 第5区分 本別町、足寄町及び陸別町

2 令和3年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった既存職員等のうち、職務の級が4級、5級及び6級に属する者で、他の職員との間に不均衡が生じると組合長が認めるときは、附則別表第2に定める給料表を適用する。

3 令和6年3月31日までの間、既存職員等に対する勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項は、第14条第1項の規定を適用するほか、当該既存職員等の所属市町村の当該事項が規定されている条例の規定において、月額で支給する特殊勤務手当を算入している場合は、附則第4条第1項に規定する月額で支給する特殊勤務手当の額を当該勤務1時間当たりの給与額の算出に加算することができる。

4 令和6年3月31日までの間、既存職員等に対する勤勉手当基礎額に関する事項は、第35条第3項の規定を適用するほか、当該既存職員等の所属市町村の当該事項が規定されている条例の規定において、扶養手当の月額を算入している場合は、第19条に規定する扶養手当の月額を当該勤勉手当基礎額に加算することができる。

5 前4項に規定するもののほか、既存職員等に関する特例に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

(給与の調整)

第5条 任命権者は、この条例の施行に伴い、平成31年4月1日から新たに職員となった者(附則第4条第1項に規定する者を除く。)と既存職員等との間に不均衡が生じている場合には、他の職員との権衡を考慮し、組合長が別に定める基準により所要の調整を行うものとする。

(とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(とかち広域消防事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 とかち広域消防事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成28年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(とかち広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例の廃止)

第8条 とかち広域消防事務組合職員の諸手当等に関する条例は、廃止する。

(特殊勤務手当の特例)

第9条 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。次項において同じ。)から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合は、防疫等作業手当を支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日(交替勤務にあつては1勤務)につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は当該患者に長時間にわたり

接して行う作業に従事した場合にあっては4,000円)とする。

附則別表第1 (附則第4条関係)

1 第1区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

| 種類 | 基準 | 額 | 支給を受ける者の範囲 |
|--|----|--------|---------------------------------|
| 災害出動手当 | 1回 | 500円 | 火災又は救助のため出動した職員 |
| 深夜勤務手当 | 1回 | 1,000円 | 深夜における正規の勤務時間が5時間を超える職員 |
| | 1回 | 700円 | 深夜における正規の勤務時間が2時間以上、かつ、5時間以下の職員 |
| | 1回 | 400円 | 深夜における正規の勤務時間が2時間未満の職員 |
| 救急出場手当 | 1回 | 300円 | 救急業務のため救急車等で出場した職員 |
| 分遣所勤務手当 | 1回 | 1,000円 | 分遣所において夜間を通して勤務した職員 |
| 備考 | | | |
| 1 火災には水害又は地震等の災害を含む。 | | | |
| 2 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。 | | | |
| 3 災害鎮圧後に引き続き行う原因調査に従事したときは、災害出動手当を支給する。ただし、災害鎮圧のための出動に伴う手当と重複支給はしない。 | | | |
| 4 深夜勤務手当は、休日勤務手当及び夜間勤務手当と併給する。ただし、備考第5項の規定により手当の調整をする場合は、この限りでない。 | | | |
| 5 災害出動手当、深夜勤務手当及び救急出場手当は、勤務の実績によって併給又は併給を制限する。 | | | |
| 6 分遣所勤務手当は、深夜勤務手当及び夜間勤務手当と併給しない。 | | | |

2 第2区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

| 種類 | 基準 | 額 | 支給を受ける者の範囲 |
|--------|----|--------|-----------------------------|
| 災害出動手当 | 1回 | 400円 | 災害に出動した職員 |
| 救急出動手当 | 1回 | 400円 | 救急業務に出動した職員 |
| 隔日勤務手当 | 1回 | 1,500円 | 勤務を要する日を隔日勤務形態に割り振られて勤務した職員 |

3 第3区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

| 種類 | 基準 | 額 | 支給を受ける者の範囲 |
|-------------------------------|----|------|----------------------------------|
| 深夜勤務手当 | 1回 | 730円 | 深夜における正規の勤務時間が3時間以上の職員 |
| | 1回 | 410円 | 深夜における正規の勤務時間が3時間未満の職員 |
| 災害緊急援助等業務手当 | 1日 | 840円 | 構成市町村以外の地域における災害応急対策に係る業務に従事した職員 |
| 備考 | | | |
| 1 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。 | | | |

- 2 災害応急対策とは、国又は構成市町村以外の地方公共団体の要請に基づき、異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防除又は拡大の防止のための措置をいう。

4 第4区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

| 種類 | 基準 | 額 | 支給を受ける者の範囲 |
|---|----|---------|---------------------------|
| 災害手当 | 1回 | 400円 | 災害業務に従事した職員 |
| 深夜勤務手当 | 1回 | 500円 | 深夜にわたり正規の勤務時間を勤務した職員 |
| 救急救助業務手当 | 1回 | 300円 | 救急救助業務に従事した職員 |
| 分遣所勤務手当 | 月額 | 10,000円 | 分遣所において常駐し、消防業務に従事し勤務した職員 |
| 備考 | | | |
| 1 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。 | | | |
| 2 分遣所勤務手当は、北海道消防学校及び消防大学校に入校中その他の事由により、月の1日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった職員には支給しない。 | | | |

5 第5区分の既存職員等に支給する特殊勤務手当

| 種類 | 基準 | 額 | 支給を受ける者の範囲 |
|---|----|---------|---------------------|
| 消防業務手当 | 月額 | 11,500円 | 災害、その他危険業務に従事した消防吏員 |
| 備考 消防業務手当は、北海道消防学校及び消防大学校に入校中その他の事由により、月の1日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった職員又は管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。 | | | |

附則別表第2（附則第4条関係）

行政職給料表

| 職員区分 | 職務の級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|--------------|------|--------------|--------------|--------------|
| | 号俸 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員及び任期付職員 | 1 | 円 264,200 | 円 289,700 | 円 319,200 |
| | 2 | 266,000 | 291,900 | 321,400 |
| | 3 | 267,800 | 294,000 | 323,700 |
| | 4 | 269,900 | 296,000 | 325,900 |
| | 5 | 271,600 | 297,900 | 328,100 |
| | 6 | 273,400 | 300,000 | 330,100 |
| | 7 | 275,200 | 302,200 | 332,300 |
| | 8 | 277,200 | 304,200 | 334,500 |
| | 9 | 279,200 | 306,100 | 336,400 |
| | 10 | 281,200 | 308,400 | 338,600 |
| | 11 | 283,100 | 310,600 | 340,600 |

| | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 外の職員 | 12 | 285,000 | 312,900 | 342,800 |
| | 13 | 287,000 | 315,000 | 344,600 |
| | 14 | 288,900 | 317,100 | 346,600 |
| | 15 | 290,800 | 319,300 | 348,600 |
| | 16 | 292,600 | 321,400 | 350,600 |
| | 17 | 294,400 | 323,300 | 352,300 |
| | 18 | 296,400 | 325,300 | 354,300 |
| | 19 | 298,500 | 327,300 | 356,100 |
| | 20 | 300,500 | 329,300 | 358,000 |
| | 21 | 302,400 | 331,000 | 359,900 |
| | 22 | 304,500 | 333,100 | 361,800 |
| | 23 | 306,500 | 335,100 | 363,800 |
| | 24 | 308,600 | 337,200 | 365,700 |
| | 25 | 310,300 | 338,600 | 367,700 |
| | 26 | 312,400 | 340,500 | 369,600 |
| | 27 | 314,400 | 342,400 | 371,600 |
| | 28 | 316,400 | 344,300 | 373,600 |
| | 29 | 318,100 | 345,900 | 375,100 |
| | 30 | 320,100 | 347,800 | 376,900 |
| | 31 | 322,200 | 349,700 | 378,700 |
| | 32 | 324,300 | 351,500 | 380,300 |
| | 33 | 325,500 | 353,400 | 382,100 |
| | 34 | 327,500 | 355,200 | 383,500 |
| | 35 | 329,400 | 357,000 | 385,000 |
| | 36 | 331,500 | 358,700 | 386,600 |
| | 37 | 333,400 | 360,100 | 388,000 |
| | 38 | 335,300 | 361,400 | 389,200 |
| | 39 | 337,300 | 362,800 | 390,400 |
| | 40 | 339,200 | 364,200 | 391,500 |
| | 41 | 341,100 | 365,500 | 392,600 |
| | 42 | 343,000 | 366,400 | 393,800 |
| | 43 | 344,800 | 367,500 | 395,000 |
| | 44 | 346,700 | 368,600 | 396,100 |
| | 45 | 348,200 | 369,400 | 396,800 |
| | 46 | 349,600 | 370,300 | 397,500 |
| | 47 | 351,100 | 371,200 | 398,200 |
| | 48 | 352,600 | 372,100 | 398,900 |
| | 49 | 354,200 | 373,000 | 399,500 |
| | 50 | 355,000 | 373,800 | 400,100 |
| | 51 | 356,200 | 374,600 | 400,600 |
| 52 | 357,200 | 375,400 | 401,000 | |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 53 | 358,100 | 376,100 | 401,400 |
| 54 | 359,200 | 376,800 | 401,700 |
| 55 | 360,100 | 377,500 | 402,000 |
| 56 | 361,200 | 378,200 | 402,300 |
| 57 | 362,100 | 378,700 | 402,600 |
| 58 | 362,800 | 379,300 | 402,900 |
| 59 | 363,500 | 379,900 | 403,200 |
| 60 | 364,200 | 380,600 | 403,500 |
| 61 | 364,600 | 381,000 | 403,800 |
| 62 | 365,200 | 381,700 | 404,100 |
| 63 | 365,900 | 382,300 | 404,400 |
| 64 | 366,600 | 382,900 | 404,700 |
| 65 | 366,900 | 383,300 | 405,000 |
| 66 | 367,600 | 383,900 | 405,300 |
| 67 | 368,300 | 384,500 | 405,600 |
| 68 | 369,000 | 385,100 | 405,900 |
| 69 | 369,300 | 385,500 | 406,100 |
| 70 | 369,900 | 386,000 | 406,400 |
| 71 | 370,600 | 386,500 | 406,700 |
| 72 | 371,200 | 387,100 | 407,000 |
| 73 | 371,500 | 387,400 | 407,200 |
| 74 | 372,100 | 387,800 | 407,500 |
| 75 | 372,800 | 388,200 | 407,800 |
| 76 | 373,400 | 388,600 | 408,000 |
| 77 | 373,800 | 388,900 | 408,200 |
| 78 | 374,300 | 389,200 | 408,500 |
| 79 | 374,900 | 389,500 | 408,800 |
| 80 | 375,400 | 389,800 | 409,000 |
| 81 | 375,900 | 390,000 | 409,200 |
| 82 | 376,500 | 390,300 | 409,500 |
| 83 | 377,000 | 390,600 | 409,800 |
| 84 | 377,300 | 390,800 | 410,000 |
| 85 | 377,700 | 391,000 | 410,200 |
| 86 | 378,200 | 391,300 | 410,500 |
| 87 | 378,600 | 391,600 | 410,800 |
| 88 | 379,000 | 391,800 | 411,000 |
| 89 | 379,400 | 392,000 | 411,200 |
| 90 | 379,900 | 392,300 | 411,500 |
| 91 | 380,300 | 392,600 | 411,800 |
| 92 | 380,700 | 392,800 | 412,000 |
| | 381,000 | 393,000 | 412,200 |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 93 | | | |
| 94 | 381,500 | 393,300 | 412,500 |
| 95 | 381,900 | 393,600 | 412,800 |
| 96 | 382,300 | 393,800 | 413,000 |
| 97 | 382,600 | 394,000 | 413,200 |
| 98 | 383,100 | 394,300 | 413,500 |
| 99 | 383,500 | 394,600 | 413,800 |
| 100 | 383,900 | 394,800 | 414,000 |
| 101 | 384,200 | 395,000 | 414,200 |
| 102 | 384,700 | 395,300 | 414,500 |
| 103 | 385,100 | 395,600 | 414,800 |
| 104 | 385,500 | 395,800 | 415,000 |
| 105 | 385,800 | 396,000 | 415,200 |
| 106 | 386,300 | 396,300 | 415,500 |
| 107 | 386,700 | 396,600 | 415,800 |
| 108 | 387,100 | 396,800 | 416,000 |
| 109 | 387,400 | 397,000 | 416,200 |
| 110 | 387,900 | 397,300 | 416,500 |
| 111 | 388,300 | 397,600 | 416,800 |
| 112 | 388,700 | 397,800 | 417,000 |
| 113 | 389,000 | 398,000 | 417,200 |
| 114 | 389,500 | 398,300 | 417,500 |
| 115 | 389,900 | 398,600 | 417,800 |
| 116 | 390,300 | 398,800 | 418,000 |
| 117 | 390,500 | 399,000 | 418,200 |
| 118 | 390,900 | | 418,500 |
| 119 | 391,200 | | 418,800 |
| 120 | 391,500 | | 419,000 |
| 121 | 391,700 | | 419,200 |
| 122 | 392,100 | | 419,500 |
| 123 | 392,400 | | 419,800 |
| 124 | 392,700 | | 420,000 |
| 125 | 392,900 | | 420,200 |
| 126 | 393,300 | | 420,500 |
| 127 | 393,600 | | |
| 128 | 393,900 | | |
| 129 | 394,100 | | |
| 130 | 394,500 | | |
| 131 | 394,800 | | |
| 132 | 395,100 | | |
| 133 | 395,300 | | |

| | | | |
|-----|---------|--|--|
| 134 | 395,700 | | |
| 135 | 396,000 | | |
| 136 | 396,300 | | |
| 137 | 396,500 | | |
| 138 | 396,900 | | |
| 139 | 397,200 | | |
| 140 | 397,500 | | |
| 141 | 397,700 | | |

附 則（平成31年 2月28日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月29日）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和 2年 2月28日）

（施行期日等）

1 この条例は、令和 2年 3月19日から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

2 第 1条の規定による改正後のとちぎ広域消防事務組合職員給与条例（以下「第 1条改正条例」という。）の規定は、平成31年 4月 1日から適用する。

（給与の内払）

3 第 1条改正条例の規定を適用する場合においては、第 1条の規定による改正前のとちぎ広域消防事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1条改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前 2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和 2年11月27日）

この条例は、令和 2年12月 1日から施行する。ただし、第 2条の規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 2月22日）

（施行期日等）

1 この条例は、令和 3年 3月19日から施行する。ただし、改正後のとちぎ広域消防事務組合職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第14条、第25条及び附則第 4条の規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2 この条例による改正後の条例附則第 9条の規定は、令和 2年 8月27日から適用する。

（給与の内払）

3 この規定による改正後の条例を適用する場合において、改正前のとちぎ広域消防事務組合職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第 1（第 6条関係）

行政職給料表

| 職員 等 区 分 | 職務 の 級 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 |
|--|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号俸 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 136,100 | 171,700 | 231,500 | 264,200 | 289,700 | 319,200 | 362,900 | 408,100 |
| | 2 | 137,100 | 174,400 | 233,100 | 266,000 | 291,900 | 321,400 | 365,500 | 410,500 |
| | 3 | 138,100 | 177,000 | 234,600 | 267,800 | 294,000 | 323,700 | 367,900 | 413,000 |
| | 4 | 139,100 | 179,600 | 236,200 | 269,900 | 296,000 | 325,900 | 370,500 | 415,400 |
| | 5 | 139,900 | 182,200 | 237,600 | 271,600 | 297,900 | 328,100 | 372,400 | 417,300 |
| | 6 | 140,900 | 183,900 | 239,300 | 273,400 | 300,000 | 330,100 | 374,900 | 419,600 |
| | 7 | 141,900 | 185,500 | 240,800 | 275,200 | 302,200 | 332,300 | 377,200 | 421,700 |
| | 8 | 143,000 | 187,200 | 242,400 | 277,200 | 304,200 | 334,500 | 379,700 | 423,900 |
| | 9 | 143,800 | 188,700 | 243,500 | 279,200 | 306,100 | 336,400 | 382,100 | 425,900 |
| | 10 | 144,800 | 190,400 | 245,000 | 281,200 | 308,400 | 338,600 | 384,800 | 428,000 |
| | 11 | 145,800 | 192,200 | 246,600 | 283,100 | 310,600 | 340,600 | 387,400 | 430,100 |
| | 12 | 146,000 | 193,900 | 247,900 | 285,000 | 312,900 | 342,800 | 390,100 | 432,200 |
| | 13 | 146,100 | 195,500 | 249,400 | 287,000 | 315,000 | 344,600 | 392,500 | 433,900 |
| | 14 | 147,200 | 197,300 | 250,800 | 288,900 | 317,100 | 346,600 | 394,800 | 435,700 |
| | 15 | 148,400 | 199,100 | 252,100 | 290,800 | 319,300 | 348,600 | 397,000 | 437,700 |
| | 16 | 149,500 | 200,900 | 253,500 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 | 439,700 |
| | 17 | 150,600 | 202,400 | 255,000 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 | 441,600 |
| | 18 | 151,700 | 204,200 | 256,500 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 | 443,400 |
| | 19 | 152,800 | 206,000 | 258,200 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 | 445,200 |
| | 20 | 153,900 | 207,800 | 260,000 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 | 446,900 |
| | 21 | 154,900 | 209,400 | 261,600 | 302,400 | 331,000 | 359,900 | 408,800 | 448,700 |
| | 22 | 156,300 | 211,200 | 263,300 | 304,500 | 333,100 | 361,800 | 410,600 | 450,200 |
| | 23 | 157,600 | 213,000 | 264,900 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 | 451,600 |
| | 24 | 158,900 | 214,800 | 266,500 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 | 453,100 |
| | 25 | 160,100 | 216,200 | 268,400 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 | 454,500 |
| | 26 | 161,600 | 218,000 | 270,200 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 | 455,800 |
| | 27 | 163,100 | 219,700 | 271,900 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 | 457,100 |
| | 28 | 164,700 | 221,500 | 273,600 | 316,400 | 344,300 | 373,600 | 420,700 | 458,300 |
| | 29 | 165,900 | 223,200 | 275,300 | 318,100 | 345,900 | 375,100 | 422,300 | 459,300 |
| | 30 | 167,400 | 224,900 | 277,000 | 320,100 | 347,800 | 376,900 | 423,600 | 460,000 |
| | 31 | 168,900 | 226,500 | 278,800 | 322,200 | 349,700 | 378,700 | 424,900 | 460,800 |
| | 32 | 170,400 | 228,100 | 280,300 | 324,300 | 351,500 | 380,300 | 426,100 | 461,500 |
| | 33 | 171,700 | 229,500 | 281,800 | 325,500 | 353,400 | 382,100 | 427,300 | 462,200 |
| | 34 | 174,400 | 231,200 | 283,700 | 327,500 | 355,200 | 383,500 | 428,600 | 463,000 |
| | 35 | 177,000 | 232,800 | 285,500 | 329,400 | 357,000 | 385,000 | 429,900 | 463,700 |
| | 36 | 179,600 | 234,400 | 287,400 | 331,500 | 358,700 | 386,600 | 431,100 | 464,300 |
| | 37 | 182,200 | 235,400 | 289,000 | 333,400 | 360,100 | 388,000 | 432,300 | 464,800 |
| | 38 | 183,900 | 236,900 | 290,700 | 335,300 | 361,400 | 389,200 | 433,100 | 465,400 |
| | 39 | 185,500 | 238,300 | 292,500 | 337,300 | 362,800 | 390,400 | 433,900 | 466,000 |
| | 40 | 187,200 | 239,500 | 294,300 | 339,200 | 364,200 | 391,500 | 434,700 | 466,600 |
| | 41 | 188,700 | 240,700 | 295,800 | 341,100 | 365,500 | 392,600 | 435,300 | 467,100 |
| 42 | 190,400 | 241,900 | 297,500 | 343,000 | 366,400 | 393,800 | 436,000 | 467,600 | |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 43 | 192,200 | 242,900 | 299,000 | 344,800 | 367,500 | 395,000 | 436,700 | 468,000 |
| 44 | 193,900 | 244,100 | 300,600 | 346,700 | 368,600 | 396,100 | 437,400 | 468,300 |
| 45 | 195,500 | 245,400 | 302,200 | 348,200 | 369,400 | 396,800 | 438,200 | 468,600 |
| 46 | 196,900 | 246,400 | 303,900 | 349,600 | 370,300 | 397,500 | 439,000 | 468,900 |
| 47 | 198,400 | 247,600 | 305,500 | 351,100 | 371,200 | 398,200 | 439,400 | 469,200 |
| 48 | 199,900 | 248,900 | 307,200 | 352,600 | 372,100 | 398,900 | 440,100 | 469,500 |
| 49 | 201,200 | 249,800 | 308,100 | 354,200 | 373,000 | 399,500 | 440,600 | 469,800 |
| 50 | 202,500 | 251,100 | 309,600 | 355,000 | 373,800 | 400,100 | 441,000 | 470,100 |
| 51 | 203,700 | 252,300 | 311,100 | 356,200 | 374,600 | 400,600 | 441,400 | 470,400 |
| 52 | 205,000 | 253,600 | 312,700 | 357,200 | 375,400 | 401,000 | 441,800 | 470,700 |
| 53 | 206,300 | 255,000 | 314,300 | 358,100 | 376,100 | 401,400 | 442,200 | 471,000 |
| 54 | 207,600 | 256,400 | 315,900 | 359,200 | 376,800 | 401,700 | 442,600 | 471,300 |
| 55 | 208,900 | 257,600 | 317,500 | 360,100 | 377,500 | 402,000 | 443,000 | 471,600 |
| 56 | 210,200 | 258,800 | 319,000 | 361,200 | 378,200 | 402,300 | 443,300 | 471,900 |
| 57 | 211,300 | 260,000 | 320,500 | 362,100 | 378,700 | 402,600 | 443,600 | 472,200 |
| 58 | 212,600 | 261,200 | 321,700 | 362,800 | 379,300 | 402,900 | 444,000 | |
| 59 | 213,900 | 262,500 | 322,900 | 363,500 | 379,900 | 403,200 | 444,300 | |
| 60 | 215,200 | 263,600 | 324,100 | 364,200 | 380,600 | 403,500 | 444,600 | |
| 61 | 216,300 | 264,700 | 324,800 | 364,600 | 381,000 | 403,800 | 444,900 | |
| 62 | 217,400 | 265,800 | 325,700 | 365,200 | 381,700 | 404,100 | 445,200 | |
| 63 | 218,400 | 267,100 | 326,500 | 365,900 | 382,300 | 404,400 | 445,500 | |
| 64 | 219,500 | 268,400 | 327,300 | 366,600 | 382,900 | 404,700 | 445,800 | |
| 65 | 220,600 | 269,400 | 328,200 | 366,900 | 383,300 | 405,000 | 446,100 | |
| 66 | 221,600 | 270,500 | 328,600 | 367,600 | 383,900 | 405,300 | 446,400 | |
| 67 | 222,500 | 271,800 | 329,300 | 368,300 | 384,500 | 405,600 | 446,700 | |
| 68 | 223,500 | 273,100 | 330,100 | 369,000 | 385,100 | 405,900 | 447,000 | |
| 69 | 223,800 | 274,000 | 330,900 | 369,300 | 385,500 | 406,100 | 447,300 | |
| 70 | 224,600 | 275,000 | 331,600 | 369,900 | 386,000 | 406,400 | 447,600 | |
| 71 | 225,400 | 275,900 | 332,300 | 370,600 | 386,500 | 406,700 | 447,900 | |
| 72 | 226,100 | 277,000 | 333,000 | 371,200 | 387,100 | 407,000 | 448,200 | |
| 73 | 226,800 | 278,100 | 333,500 | 371,500 | 387,400 | 407,200 | 448,500 | |
| 74 | 227,800 | 279,100 | 334,100 | 372,100 | 387,800 | 407,500 | | |
| 75 | 228,600 | 280,000 | 334,600 | 372,800 | 388,200 | 407,800 | | |
| 76 | 229,400 | 281,000 | 335,200 | 373,400 | 388,600 | 408,000 | | |
| 77 | 230,100 | 281,500 | 335,500 | 373,800 | 388,900 | 408,200 | | |
| 78 | 230,800 | 282,400 | 336,000 | 374,300 | 389,200 | 408,500 | | |
| 79 | 231,700 | 283,100 | 336,400 | 374,900 | 389,500 | 408,800 | | |
| 80 | 232,700 | 284,000 | 336,900 | 375,400 | 389,800 | 409,000 | | |
| 81 | 233,400 | 285,000 | 337,300 | 375,900 | 390,000 | 409,200 | | |
| 82 | 234,000 | 285,800 | 337,800 | 376,500 | 390,300 | 409,500 | | |
| 83 | 234,500 | 286,600 | 338,300 | 377,000 | 390,600 | 409,800 | | |
| 84 | 235,200 | 287,400 | 338,800 | 377,300 | 390,800 | 410,000 | | |
| 85 | 236,000 | 288,200 | 339,100 | 377,700 | 391,000 | 410,200 | | |
| 86 | 236,600 | 288,700 | 339,500 | 378,200 | 391,300 | 410,500 | | |
| 87 | 237,200 | 289,100 | 340,000 | 378,600 | 391,600 | 410,800 | | |
| 88 | 237,700 | 289,600 | 340,400 | 379,000 | 391,800 | 411,000 | | |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 89 | 238,400 | 289,800 | 340,700 | 379,400 | 392,000 | 411,200 |
| 90 | 239,100 | 290,100 | 341,100 | 379,900 | 392,300 | |
| 91 | 239,800 | 290,300 | 341,600 | 380,300 | 392,600 | |
| 92 | 240,300 | 290,700 | 342,000 | 380,700 | 392,800 | |
| 93 | 240,800 | 290,900 | 342,200 | 381,000 | 393,000 | |
| 94 | 241,500 | 291,100 | 342,600 | 381,500 | 393,300 | |
| 95 | 242,200 | 291,500 | 343,100 | 381,900 | 393,600 | |
| 96 | 242,900 | 291,800 | 343,500 | 382,300 | 393,800 | |
| 97 | 243,500 | 292,100 | 343,700 | 382,600 | 394,000 | |
| 98 | 244,200 | 292,400 | 344,100 | 383,100 | 394,300 | |
| 99 | 244,900 | 292,700 | 344,500 | 383,500 | 394,600 | |
| 100 | 245,600 | 293,100 | 344,800 | 383,900 | 394,800 | |
| 101 | 246,100 | 293,400 | 345,100 | 384,200 | 395,000 | |
| 102 | 246,600 | 293,800 | 345,500 | 384,700 | | |
| 103 | 246,900 | 294,100 | 345,900 | 385,100 | | |
| 104 | 247,300 | 294,500 | 346,300 | 385,500 | | |
| 105 | 247,600 | 294,700 | 346,800 | 385,800 | | |
| 106 | | 294,900 | 347,200 | | | |
| 107 | | 295,200 | 347,600 | | | |
| 108 | | 295,600 | 348,000 | | | |
| 109 | | 295,800 | 348,500 | | | |
| 110 | | 296,100 | 348,900 | | | |
| 111 | | 296,500 | 349,200 | | | |
| 112 | | 296,900 | 349,500 | | | |
| 113 | | 297,100 | 350,000 | | | |
| 114 | | 297,400 | 350,300 | | | |
| 115 | | 297,800 | 350,600 | | | |
| 116 | | 298,100 | 350,900 | | | |
| 117 | | 298,300 | 351,200 | | | |
| 118 | | 298,600 | 351,500 | | | |
| 119 | | 299,000 | 351,800 | | | |
| 120 | | 299,300 | 352,100 | | | |
| 121 | | 299,500 | 352,400 | | | |
| 122 | | 299,900 | | | | |
| 123 | | 300,300 | | | | |
| 124 | | 300,600 | | | | |
| 125 | | 300,800 | | | | |
| 126 | | 301,000 | | | | |
| 127 | | 301,300 | | | | |
| 128 | | 301,700 | | | | |
| 129 | | 301,900 | | | | |
| 130 | | 302,100 | | | | |
| 131 | | 302,400 | | | | |
| 132 | | 302,700 | | | | |
| 133 | | 303,100 | | | | |
| 134 | | 303,300 | | | | |
| 135 | | 303,600 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 136 | | 303,900 | | | | | | |
| | 137 | | 304,200 | | | | | | |
| 再任用職員 | | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 | 356,800 | 389,900 |
| 任期付職員の上限 | | 217,400 | 218,000 | 231,500 | 264,200 | | | | |

別表第2（第6条関係）

等級別基準職務表

| 職務の級 | 消防吏員の標準的な職務 | その他の職員の標準的な職務 |
|------|----------------------------------|---------------|
| 1級 | 消防士の職務 | 係員の職務 |
| 2級 | 消防副士長の職務 | 主任補又は専門員の職務 |
| 3級 | 消防士長の職務 | 主任又は主任専門員の職務 |
| 4級 | 消防司令補の職務 | 係長又は主査の職務 |
| 5級 | 消防司令の職務 | 課長補佐の職務 |
| 6級 | 消防司令長の職務 | 課長の職務 |
| 7級 | 1 消防監の職務 2 特に困難な業務を行う消防司令長の職務 | 次長の職務 |
| 8級 | 1 消防正監の職務 2 特に困難な業務を行う消防監の職務 | 局長の職務 |